

八王子市子育てのための施設等利用費(一時預かり事業等利用償還払)支弁要綱

(目的)

第1条 一時預かり事業、病児保育事業等を利用し利用料を支払った八王子市民に対し、幼児教育・保育の無償化による子育てのための施設等利用給付費を利用料の一部として給付することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童

児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第4条に定める乳児及び幼児で、市長が認めた場合を除き八王子市の住民基本台帳に登録された者をいう。

(2) 保護者

児童に対する親権を行う者で、市長が認めた場合を除き児童を現に監護する者をいう。

(3) 一時預かり事業

法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業で子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)第30条の11に定める確認された事業者が実施する事業をいう。

(4) 病児保育事業

法第6条の3第13項に規定する病児保育事業で支援法第30条の11に定める確認された事業者が実施する事業をいう。

(5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業で支援法第30条の11に定める確認された事業者が実施する事業をいう。

(6) 認可外保育施設

法第59条の2第1項に規定する届出が提出された施設で支援法第30条の11に定める確認された事業者をいう。

なお、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に定める認証保育所を除く。

(7) 利用料

(3)、(4)、(5)を利用して支払った利用料及び(6)を一時的に利用して支払った利用料をいう。

(8) みなし認定

支援法第30条の5第7項に規定する2号又は3号認定を受けている児童をいう。

(給付対象者)

第 3 条 施設等利用給付認定の新 2 号または新 3 号の認定(みなし認定含む)を受け保育所、認定こども園、地域型保育、幼稚園及び企業主導型保育施設に入園していない児童で、前条(7)で規定する利用料を支払った保護者とする。

(給付対象期間)

第 4 条 給付の対象期間は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までの期間とする。

(給付費の額)

第 5 条 給付費の月額限度額は、新 2 号認定 37,000 円、新 3 号認定 42,000 円とし、月の利用料の総額が給付費の月額限度額を下回る場合は、月の利用料の総額を給付額とする。

なお、認可外保育施設の月極利用者の給付費は、月極の利用料と月の利用料の総額と月額限度額と比較し低い額とする。

(給付費の支弁)

第 6 条 給付の請求のあった保護者に支弁するものとする。

(申請)

第 7 条 この要綱で定める費用の支弁を受けようとする保護者は、施設等利用費申請書(様式 1)に次に掲げる書類を添えて、利用した分をまとめて翌月に市長に提出しなければならない。

(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書(第 2 条第 5 号に定める事業を利用した場合は、活動報告書)

(2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

(給付の決定及び通知)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請に係る書類の審査を行い、給付すべきものと認めるときは、施設等利用費決定通知書(様式 2)を保護者に通知するものとする。

(この要綱に定めない事項)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年(2019 年)10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年(2019 年)10 月 1 日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日の期間であっても、申請時において利用料が確定した日(翌月 1 日)から起算して 2 年を経過していない場合で、かつ八王子市子育てのための施設等利用費(一時預かり事業等利用償還払)支弁要綱により給付費を支弁していない場合は、給付対象期間とする。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。